

2013年8月7日

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」(分科会)
参加の募集について

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 下田 智久

謹啓 貴社におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、栄養食品部に「特別用途食品制度の活性化に関する研究会」(以下「本研究会」という)を発足致しました。研究会を発足するとともに、下記の分科会を設置しそれぞれ活動する予定としております。

つきましては、栄養食品部所属の会員企業様に本研究会(分科会)への参加募集を致します。参加ご希望の企業は別添「特別用途食品制度の活用に関する研究会設置要綱」(以下「要綱」という)をご確認の上、活動趣旨をご理解頂きました上でお申し込み頂きますようお願い致します。

「要綱第6条」により本研究会幹事等により参加要件を確認させて頂いた上で参加の可否をご連絡させていただきます。

謹白

記

＜本研究会の目的＞(要綱 第2条)

特別用途食品が積極的に活用・供給されるために、特別用途食品制度(以下「本制度」という。)の課題並びに今後のあり方を調査・研究し、その結果をとりまとめるとともに、関係行政機関等に対し提案を行うことにより本制度の活性化を図る。

＜本研究会の設置期間＞(要綱 第4条)

第4条 研究会の設置期間は、第1回研究会開催の日から1年間とする。ただし、1年間で目的に達しない場合は、幹事会にて協議の上、延長或いは中止等の判断ができる。

※初回の開催は10月1日(火)を予定しております。

＜設置する分科会とその活動内容＞(要綱 第5条、第10条)

下記4つの分科会は次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 低たんぱく質食品分科会:本制度における許可基準型病者用食品「低たんぱく質食品」に関する事項
- (2) 総合栄養食品分科会:本制度における許可基準型病者用食品「総合栄養食品」

に関する事項

- (3) えん下困難者用食品分科会：本制度における「えん下困難者用食品」に関する事項
- (4) とろみ調整食品分科会：本制度への組み込みを目指した「とろみ調整食品」に関する事項

<参加企業の要件> (要綱 第6条)

第6条 研究会の構成員は、栄養食品部の会員企業に属する者であることとし、望ましくは日本流動食協会又は日本メディカルニュートリション協議会（以下「2団体」という。）の加盟企業に属する者であることとする。

2 研究会に参加を希望する企業は、所定の参加申込書に構成員となる者を指名して協会に提出するものとする。

3 栄養食品部の会員企業のうち2団体のいずれにも加盟していない企業から、研究会への参加希望があった場合は、次の基準に沿って研究会の幹事会において審議し、栄養食品部長の同意を得て決定することとする。

- (1) 研究会の趣旨に賛同し、積極的に活動すること。
- (2) 設置期間内において、所管事項以外の協議を行わないことに賛同すること。
- (3) (1)(2)を幹事会又は栄養食品部長による面談において確認すること。

※1名の方が複数の分科会への参加することは可能ですが、1つの分科会について1社2名迄とさせていただきます。また、本研究会報告書作成に関わる諸費用は、研究会終了時に、参加企業毎に分担して頂きます。

<申込方法>

「参加申込書」を1人1枚作成し 2013年8月22日(木)までに下記にメールにて送信してください。

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 栄養食品部

E-mail eishoku@jhnfa.org

(TEL:03-3268-3132/ FAX:03-3268-3135)

以上

お問い合わせ
公益財団法人日本健康・栄養食品協会
栄養食品部 矢吹・齋藤
TEL:03-3268-3132